

# 環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成14年3月12日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条の規定に基づき、「千鳥地区食用加工油脂工場建設計画」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

- 1 指定開発行為者  
東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号  
日本油脂株式会社  
代表取締役社長 宇野 允恭
- 2 指定開発行為の名称及び種類  
(1) 名称  
千鳥地区食用加工油脂工場建設計画  
(2) 種類  
工場又は事業所の新設（第3種行為）
- 3 指定開発行為を実施する区域  
川崎市川崎区千鳥町5番8号他
- 4 指定開発行為の目的及び内容  
(1) 目的  
食用加工油脂工場の建設  
(2) 内容  
ア 敷地面積 13,623.4 m<sup>2</sup>  
イ 土地利用計画  
(ア) 工場棟 3,460.0 m<sup>2</sup>  
(イ) 製品倉庫 1,699.5 m<sup>2</sup>  
(ウ) タンクヤード 1,000.0 m<sup>2</sup>  
(エ) 緑化地※ 2,903.0 m<sup>2</sup>  
(オ) 排水処理設備 375.0 m<sup>2</sup>  
(カ) 構内通路, その他 4,185.9 m<sup>2</sup>  
※別に, 屋上緑化520.0 m<sup>2</sup>  
ウ 工場設備計画  
(ア) 生産設備  
・ マーガリン製造設備  
・ 原料・製品貯槽  
・ 原料油脱臭装置  
・ 製品倉庫  
・ 排水処理設備  
(イ) 生産能力 42,000 t/年
- 5 施行期間  
着手予定： 平成14年 6月  
完了予定： 平成15年 8月
- 6 条例評価準備書の写しの縦覧期間, 場所及び時間  
(1) 期間  
平成14年3月12日（火）から平成14年4月25日（木）まで  
(2) 場所  
川崎区役所, 川崎区役所大師支所, 本庁（環境局環境評価室）  
(3) 時間  
午前8時30分から午後5時まで  
ただし, 土曜日, 日曜日等閉庁日は除きます。